

第三次 うるま市地域福祉計画



地域福祉 計画とは…

- 現代の地域社会では、かつてのような近所づきあいや地域のつながりが希薄化してきています。地域の中でより安心して生活するためには、「地域の福祉力」の向上が必要です。そのためには、市の取り組みのほかに、市民の「つながり」に対する「関心」、「意識」、「行動」が重要です。地域で安心して暮らすためには「つながり」が大切であり、必要であることを広め、市民が「地域の福祉力」となってもらえるように図ることが目的の一つです。
- また、地域課題を地域の中で解決できない時には、行政や関係機関がそのサポートを行う必要があります。そのため「地域福祉の仕組みづくり」も進めることも目的となります。

身近な地域でのつながりが必要！！

地域での
安全・安心な暮らし

権利擁護
福祉サービス

日頃の
あいさつ

高齢者の
見守り・声かけ

防 犯

防 災

子どもの
見守り・居場所

目指す すがた

【基本理念】

住民による住民の幸せのための “いーやんべー”のまちづくり

人は地域で暮らしていく中で、様々な生活上の問題や悩みに出会うことがあります。時には一人の力で乗り越えることができないこともあります。そうした時、地域の誰かが支えてくれることで、その人にとっての望ましい生活を送ることができます。

誰もが年齢、性別、障がいの有無などで差別を受けたり、偏見を持たれることなく、等しく社会参加の機会が保障されなければなりません。

また、一人の生活課題は誰にでも起こりえる課題であると受け止め、互いに相手を思いやり、助け合うことの大切さを意識し、みんなが地域づくりに参画し、安心して暮らせるまちを目指します。

基本 目標

①一人ひとりが「参加する」
ための地域環境づくり
(地域福祉の人材育成)

地域活動を進めるに当たっては、住民参加が不可欠であるため、地域福祉の意識向上を図りながら、自治会活動への参加促進や活動の活性化、ボランティアへの参加促進等について推進します。

②と人とが「支え合う」ための
地域環境づくり
(地域福祉の体制づくり)

隣近所のあいさつ、声かけや相談、手助けなどの支え合いを広げるほか、支援が必要な人を、相談やサービス利用につなげたり、つながりによる防犯・防災を推進します。

③快適で安心して暮らす
ための地域環境づくり
(福祉サービス等の充実)

行政やサービス事業所等による相談や情報提供、福祉サービスの充実を中心とした支援を進めます。また、生活困窮世帯の自立支援や権利擁護など、支援を必要とする人への対策についても充実を図ります。

福祉圏域について

本市は平成29年2月現在、12万人を超える多くの市民が暮らしており、地域による人口差、人口構成の差（高齢者が多い、子育て世帯が多い など）が見られます。また、市域が広く、島しょ地域もあるため、市内を圏域に分け、地域の特性を踏まえた上で地域福祉を推進します。

①基幹福祉圏域

- ・市内を5つの地域に分け、「基幹福祉圏域」として設定しました。
- ・この5つの圏域は民生委員児童委員協議会の区割りでもあり、また、市社会福祉協議会の本所や支所とのつながりも強くなっています。この圏域単位を基本とした地域福祉活動や活動の支援を行います。

②小地域福祉区

- ・地域の支え合いが具体的に組み込まれるのは隣近所や地域の自治会が基本的な単位となります。このため、自治会の行政区を「小地域福祉区」として地域福祉活動を進めていきます。

基幹福祉圏域

小地域福祉区

勝連地区

南風原、平安名、内間、平敷屋、津堅、浜、比嘉

与那城地区

照間、与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計

具志川東地区

具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、川崎、西原、安慶名、上江洲、大田、みどり町1・2、みどり町3・4、みどり町5・6

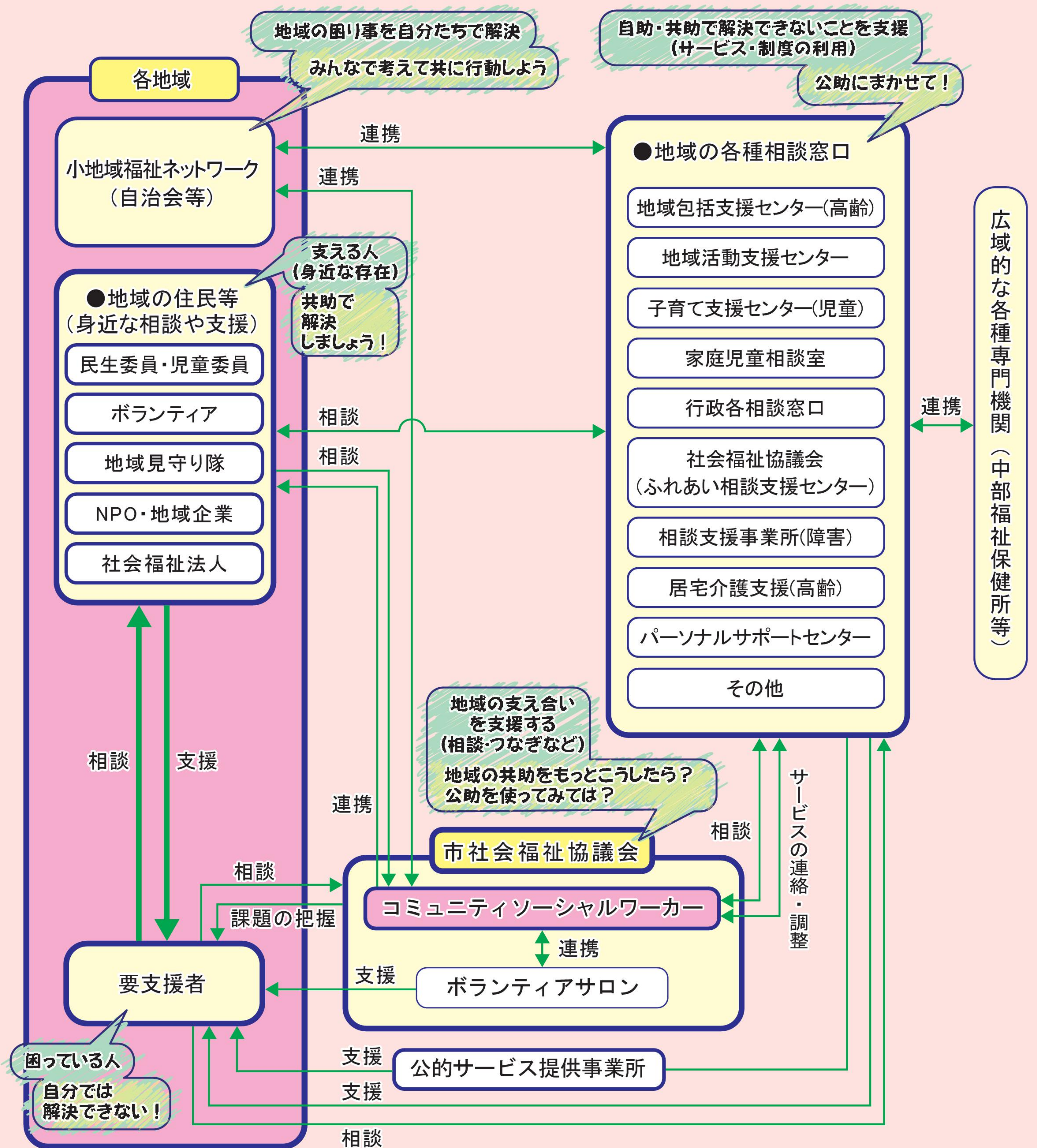
具志川西地区

平良川、上平良川、兼箇段、米原、赤道、江洲、宮里、喜仲、川田、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道

石川地区

曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、伊波、嘉手苅、山城、石川前原、東恩納、美原

地域の支え合い展開図



取り組みの体系図

住民による住民の幸せのための“いーやんべー”のまちづくり

＜基本目標1＞

一人ひとりが「参加する」
ための地域環境づくり
(地域福祉の人材育成)

＜基本目標2＞

人と人が「支え合う」
ための地域環境づくり
(地域福祉の体制づくり)

＜基本目標3＞

快適で安心して暮らす
ための地域環境づくり
(福祉サービス等の充実)

＜施策の大綱＞

1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保
 - (1) 人権教育・啓発の推進
 - (2) 福祉教育の推進
 - (3) 地域人材の確保と育成
 - (4) 民生委員・児童委員の確保、活動の支援・強化
2. 自治会の活性化推進
 - (1) 自治会への加入、地域活動への参加促進
 - (2) 自治会の活性化支援
 - (3) 自治会間の連携支援
3. ボランティア活動の拡充
 - (1) ボランティアの養成
 - (2) ボランティアセンターの体制・機能の充実
 - (3) ボランティアサロンの設置・充実
 - (4) ボランティア推進月間における取り組みの推進

＜施策の大綱＞

1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり
 - (1) 小地域福祉ネットワークの組織化と育成支援
 - (2) コミュニティソーシャルワーカーの配置
2. 人と人とのつながりづくり
 - (1) 地域の居場所づくりの推進
 - (2) 地域での交流機会の確保
3. 住民等の地域福祉活動の推進
 - (1) 市社会福祉協議会の活動強化支援
 - (2) 市内の社会福祉法人の連携支援(地域貢献の推進)
 - (3) 地域住民の地域福祉活動促進と支援
 - (4) 地域見守り隊の拡充
 - (5) 地域企業の地域福祉活動参加の促進
4. 防犯・防災対策の充実
 - (1) 地域における防犯対策の充実
 - (2) 地域における防災対策の充実
 - (3) 避難行動要支援者への支援の充実

＜施策の大綱＞

1. サービス提供体制の充実
 - (1) 福祉サービス等の充実
 - (2) 専門職員等の人材確保と資質向上
2. 相談・情報提供の充実
 - (1) 相談の充実
 - (2) 相談員の確保と相談の質の向上
 - (3) ふれあい総合相談支援センターの充実
 - (4) 地域人材との連携による相談の充実
 - (5) 情報提供の充実
3. 人にやさしいまちづくりの推進
 - (1) ユニバーサルデザインの普及啓発、推進
 - (2) 移動手段の確保
4. 生活困窮者の自立支援の充実
5. 子どもの貧困対策の充実
 - (1) 子どもの貧困対策に向けた体制整備
 - (2) 貧困対策支援員の配置及び居場所づくりの実施検討
 - (3) 学習支援の実施
6. 権利擁護の推進
 - (1) 日常生活自立支援事業の充実
 - (2) 成年後見制度利用支援の充実
 - (3) 虐待等防止のための体制充

重視する取り組み

1. 地域福祉意識の醸成

地域福祉の担い手は住民であり、住民の参加がなければ支え合いの地域福祉は成り立ちません。現状として地域福祉活動への参加率は低い状況にあり、隣近所の支え合いや福祉についての啓発・福祉教育等を行い、住民の地域福祉意識の醸成を図ります。

2. 自治会の活性化

地域福祉を推進する上では、もっとも住民に身近な自治会の活動が基本となりますが、自治会の加入率は地域差があるものの減少する傾向にあり、特にアパート世帯での加入率の低迷は大きな課題となっています。自治会に加入していても地域行事や地域活動に参加しなかったり、自治会を運営する担い手が不足するなど様々な課題もあり、こうした課題を解決するために自治会の加入促進や参加しやすい環境づくり、自治会の活性化などに取り組みます。

3. 小地域福祉ネットワークの組織化と育成支援

市社会福祉協議会と連携し、小地域福祉区を単位として、地域住民が身近な生活課題について話し合い、具体的な福祉活動に主体的に参加していけるよう地域福祉推進のための住民組織を立ち上げ、その育成を図ります。

4. 市社会福祉協議会を中核とした住民福祉活動の推進

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間の組織であり、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現のために取り組んでいます。民間組織であることから、行政のサービスや制度では手の届かないところへの支援において、力を発揮していただいております。地域課題が複雑多岐にわたる中、一層の地域福祉の充実を図るため、市社会福祉協議会を中核とした住民福祉活動を推進します。

5. 相談、情報提供の充実

市では、相談やサービス等の情報提供を行い、制度等の利用につなげるよう努めていますが、住民からは「相談の場がわからない」や「情報が来ない」などの声があるため、相談と情報提供の一層の充実を図ります。また、若い世代では相談より「情報」を求め、高齢者では親身になった「相談」が求められていることから、世代や対象者に応じた相談・情報提供を検討し実行するように努めます。

6. 権利擁護の推進

市では認知症高齢者や障がい者の増加がみられ、権利擁護を必要とする人も今後増えることが予想されます。現在、「うるま市権利擁護センター」を市社会福祉協議会への委託により設置し、権利擁護に関する取り組みを行っています。今後も権利擁護センターを中心とした取り組みの推進を図るほか、成年後見制度の周知度の向上、虐待やDV等の人権に係る支援体制の強化を図るなど、権利擁護を推進します。

7. 生活困窮世帯自立支援の推進

これまで、いわゆる「制度のはざま」と言われ、生活保護を受けられないが経済状態が困窮している世帯が多くありました。国では平成27年度から「生活困窮者自立支援法」を施行し、相談や就労支援等の自立支援対策が始まりました。市でもパーソナルサポートセンターを設置し、相談を受けながら一人ひとりの生活状況に応じた自立のための支援を行っており、実施状況を見極めながら今後の対策を推進します。

8. 子どもの貧困対策の充実

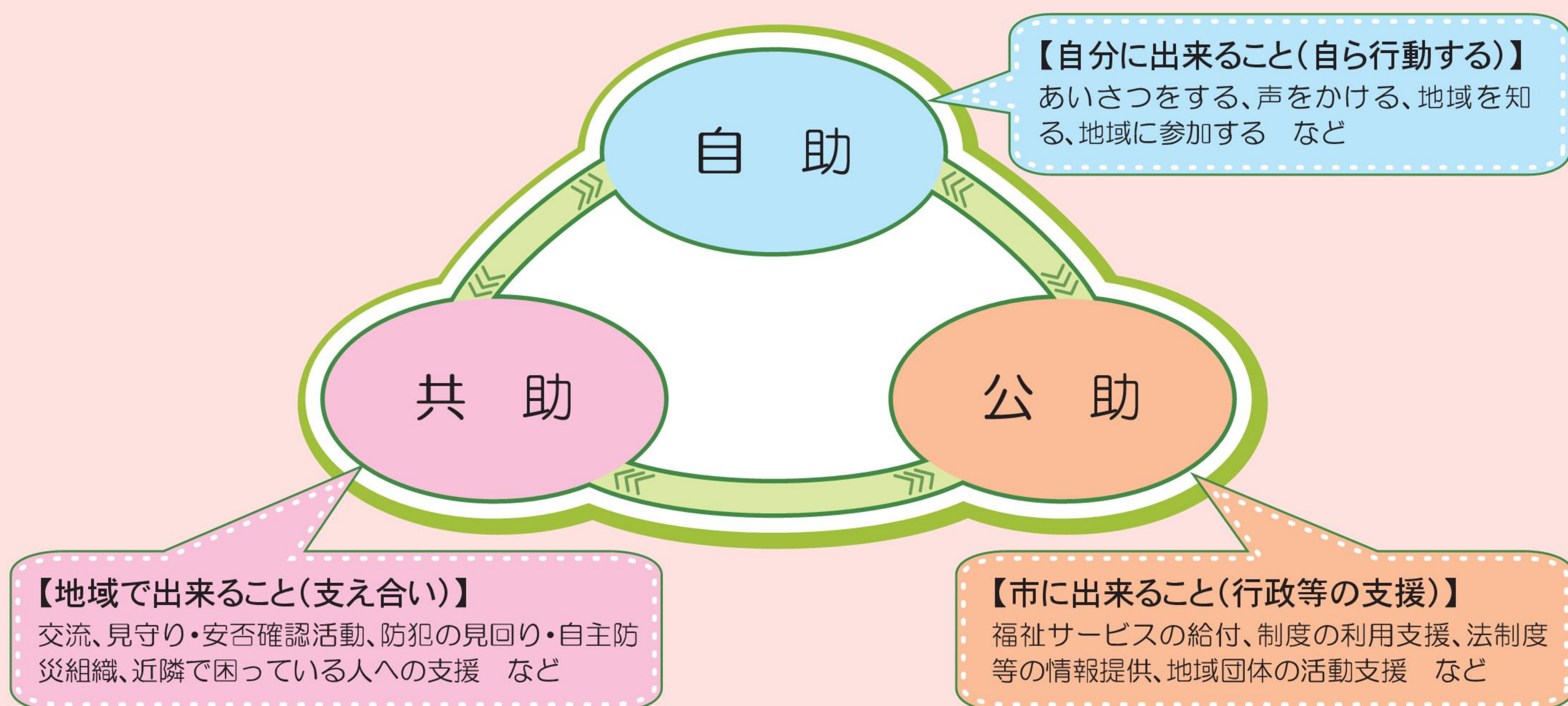
沖縄県においては、生活困窮世帯の子どもは3割に上るなど、全国よりも高いことが報告されています。生活困窮家庭ではその子どももまた貧困に陥ってしまうこと少なくないのが実情です。貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの貧困対策を充実します。

9. 避難行動要支援者の避難支援

平成23年の東日本大震災以降、災害や災害予防に対する関心は全国的に高まりました。災害時の避難については行政の防災体制だけではなく、身近な地域での取り組みが重要であり、特に1人で避難することが困難な「避難行動要支援者」については、隣近所の助けあい、日頃からの見守りも含めた支え合いによる避難支援が不可欠です。避難行動要支援者の把握や一人ひとりが実際にどのように避難するか、避難支援するかという個別計画も必要であり、こういった支援の体制づくりを進めていきます。

あなたも地域の“つながりの一人”！

地域福祉の支え合いは、地域みなさんが参加しないと成り立ちませんし、また地域の中だけで解決できないときは、行政のサービスや制度・関係機関とのつながりで支え合います。下のような「自助」、「共助」、「公助」のつながりで、地域づくりを進めていきましょう。



地域住民及び地域団体、地域福祉活動や福祉関連事業を行う事業所や関係者も、共に地域の福祉活動を展開していこう！



第三次うるま市地域福祉計画 (平成29年3月)

発行 うるま市
企画・編集 福祉総務課
住所 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
電話 098-989-0203